事例No.	292
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	沖縄県

事例区分	公営企業

タグ	・港湾整備事業 ・（公営企業）その他 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「民間活用（指定管理者制度の導入）」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	民間活用(指定管理者制度の導入)
団体名(港湾名)	沖縄県(宜野湾港)
事業名(事業区分)	港湾整備事業
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	1,461,231(沖縄県) 97,509(宜野湾市)	行政区域内面積(㎢)	2, 281.12(沖縄県) 19.80(宜野湾市)
事業開始年月日	平成18年4月1日	港湾区分	地方港湾
施設の種類・数	海上係留施設(浮桟橋、物揚場)陸置施設、駐車場施設、給電給水施設など 指定管理区域総面積7.4ha(マリーナ用地6.2ha、ふ頭用地1.2ha)		
年間使用料収入額(千円)税込み	61,275	職員数(人)	8

※表中の計数はH17年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

宜野湾港マリーナは、昭和62年に沖縄県で開催された第42回国民体育大会(海邦国体)の夏季大会ヨット競技会場として、また国体後の県民の海洋性レクリエーションの拠点として整備した。宜野湾港マリーナの供用開始後、指定管理者による管理運営までは、維持管理費と施設使用料がほぼ同額で、整備に要した地方債の償還財源に一般会計からの繰入金を充当するなど、苦しい経営状態が続いていた。

そのため、当該特別会計事業の経営改善策(経営改善のための効果的・効率的な行政サービス)が重要課題となっていた。

(2)検討を開始した契機・導入過程

公の施設の管理については、これまで公共団体や県が出資している一部の法人等に限られていたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するとともにサービス向上と経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度が導入され、民間事業者を含むその他の団体も指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになった。

そのことから、沖縄県では宜野湾港マリーナの効率的な管理運営とサービス向上を目指し、平成18年度から指定管理者制度を導入することとした。

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

民間のノウハウを活用した効率的な管理・運営手法による維持管理費の節減、使用者の需要を把握しながら不要不急の施設整備を抑制し、可能な限り一般会計からの繰入れを抑える。

(2)効果

マリーナ施設等類似施設の管理実績を踏まえ、蓄積されたノウハウを活用した効率的な管理や経費の節減、高度に専門的なマリーナの知識・経験を有する人的配置によるサービスの提供等が図られている。

具体的には、供用開始後指定管理者制度導入前までは、管理運営費約5,000万円弱に対し年間約6,000万円前後の使用料収入であったが、指定管理者による管理運営後(平成19年度以降)の管理運営費はほぼ横ばい(消費税納付分除く)に対し、施設使用料収入は1億円を超えてきている。(平成27年度の施設使用料収入は、約1億6,000万円となった。)

指定管理者制度導入後の収容艇数は、指定管理者独自の広報・宣伝活動等の努力もあり着実に増加している。
●H18年度(当初) 241艇 ●H18年度末 331艇(増90艇) ※H27年度末(457艇)

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
　供用開始後は、一般会計から繰入金を充当するなど非常に苦しい経営状態であったため、経営改善が重要課題となっていた。そのような中、地方自治法が改正され指定管理者による公の施設の管理運営が可能となった。このことから民間のノウハウを活用した公の施設の管理運営を行うこととなった。
　指定管理者による管理運営にあたり、駐車場料金システムを導入し構内の駐車施設を効率的に開放することで施設使用料収入確保の機会を増やした。指定管理者制度を活用することで、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な管理運営を行うことが可能となり一般会計からの繰入金を抑制することができた。
　また、施設利用の更なる向上を目指し、第三者による年1回のモニタリング調査を行い利用者ニーズに応えるよう努めている。

(2)今後の課題等
　マリーナ施設の整備(設備更新・維持管理)計画を策定した効率的な管理運営。

〇問合せ先

担当課	沖縄県土木建築部　港湾課		
TEL	098-866-2395	MAIL	aa062006@pref.okinawa.lg.jp